

航空機の脱炭素化に向けた新技術官民協議会 規 約

(趣旨)

第1条 航空分野の CO₂ 排出量削減に向けて、電動航空機や水素航空機等の新技术を搭載した航空機の早期実用化が期待されているところ、世界に先駆けて我が国の環境新技術の実用化を進めるためには、産学官が連携し、戦略的に安全基準・国際標準の検討を進めることが重要である。

日本企業が持つ優れた環境新技術の社会実装、及び日本のプレゼンス・シェアの向上も見据え、国際民間航空機関 (ICAO)、欧米航空当局 (FAA、EASA)、国際標準化団体（主に SAE、ASTM、RTCA、EUROCAE 等）において、日本企業が不利にならない形で、技術に応じて主導的に、当該技術に関連する安全基準・国際標準を策定することを目標として、「航空機の脱炭素化に向けた新技術官民協議会」（以下「本協議会」という。）を設立する。

(構成員)

第2条 本協議会の構成は、構成員名簿に掲げる構成員及びオブザーバーで構成する。ただし、第3条第1項に規定する座長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーの追加又は関係者の出席を求めることができる。

(座長の任命等)

- 第3条 本協議会に座長を1名置く。
- 2 座長は、事務局から推薦し、構成員の承認によってこれを定める。
 - 3 座長は、本協議会を統括する。
 - 4 座長に事故があるときは、構成員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(協議会の取扱い)

- 第4条 本協議会は、構成員及びオブザーバー並びにこれらの者の関係者（以下「構成員等」という。）以外の傍聴は不可とする。
- 2 本協議会の資料は特段の理由がある場合を除き、公開とする。
 - 3 本協議会の内容については、発言者が特定されないような形で、概要のみ公開する。
 - 4 必要に応じて、本協議会の下に実務者会合及びワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。実務者会合及び WG を設置した場合の取扱いは、別途定めるものとする。

(事務局)

第5条 本協議会の事務局は、国土交通省航空局安全部航空機安全課及び経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課に置く。

(守秘義務)

第6条 構成員等は、本協議会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項については、本協議会で定めるものとする。

附 則

1 この規約は、令和4年6月20日から施行する。